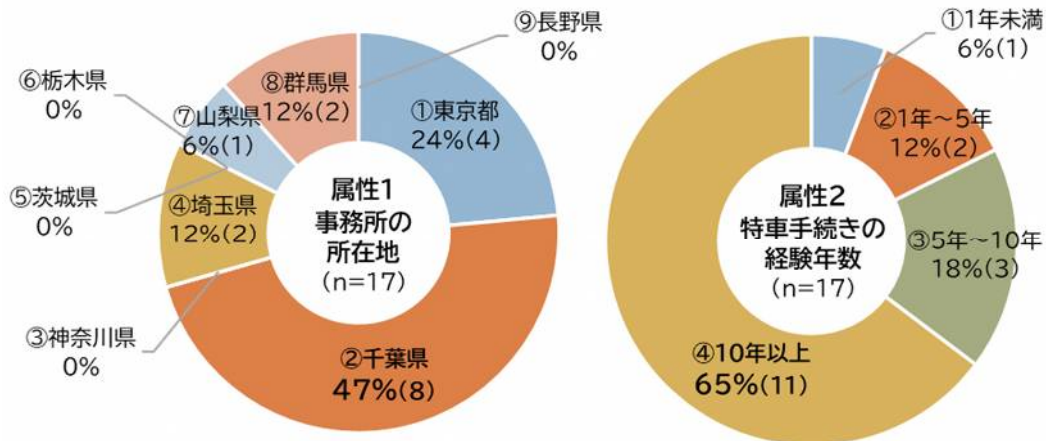


行政書士会会員へのアンケート調査結果（単純集計）

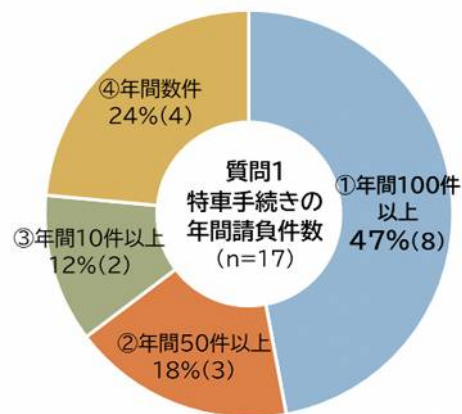
【属性1】 事務所の所在地

【属性2】 特車手続きの経験年数



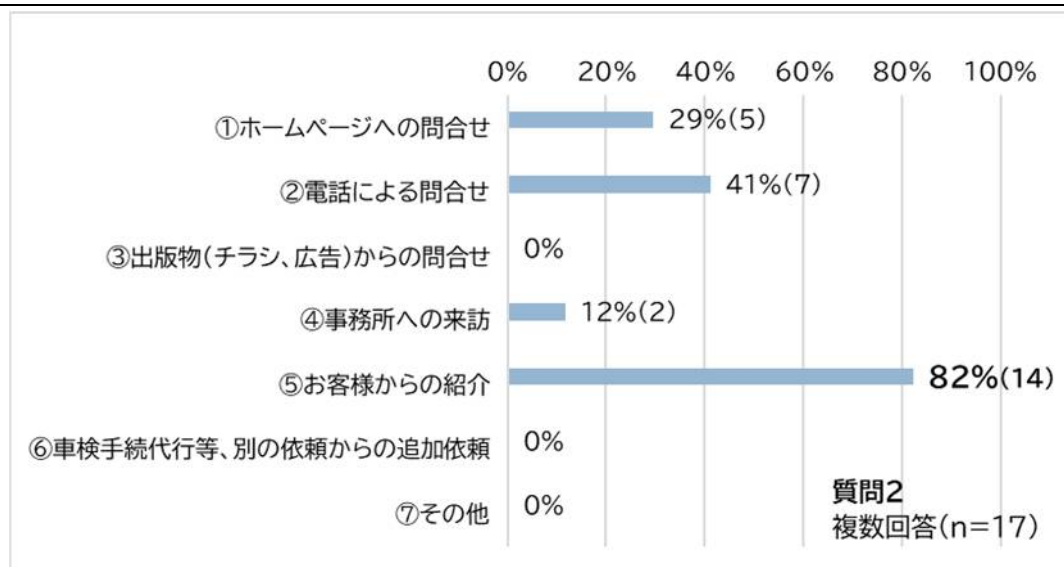
事務所の所在地は「②千葉県」が約 5 割で最も多く、次いで「①東京都」が多い結果となった。また、特車手続きの経験年数は「④10 年以上」との回答が約 7 割で最も多い結果となった。

【質問1】 特車申請手続きの代行業務を、年間、何件請負っていますか。



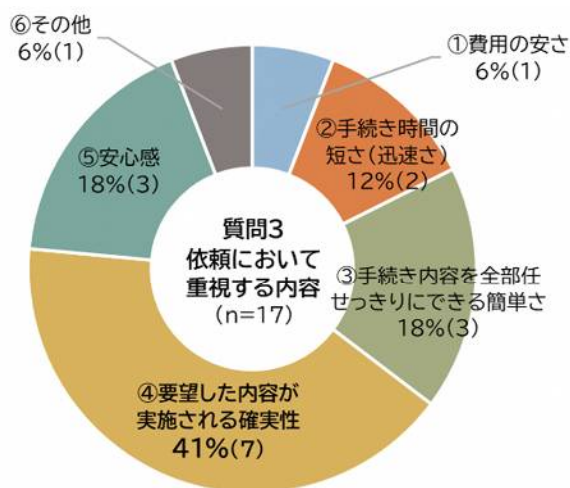
特車申請手続き代行業務の年間請負件数は、「①年間 100 件以上」との回答が約 5 割と最も多い結果となった。

【質問2】 特車申請手続きの代行業務を依頼されるお客様は、どのような形で依頼されますか。
当てはまるものをすべてお選びください。※複数回答可



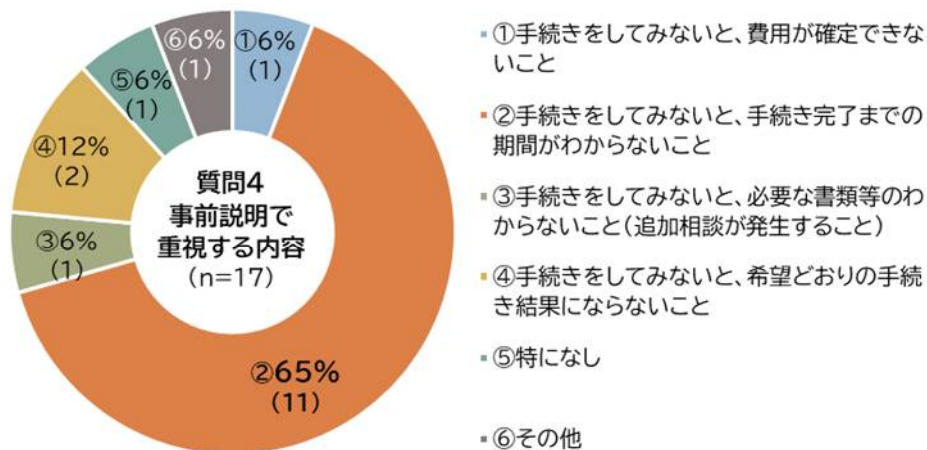
特車申請手続きの代行業務を依頼する際、「⑤お客様からの紹介」で依頼する方が約8割と最も多い結果となった。

【質問3】 特車申請手続きの代行業務を依頼されるお客様は、貴事務所に依頼するにあたり何を重視されていますか。



代行業務を依頼されるお客様が依頼にあたり重視する内容として、「④要望した内容が実施される確実性」が約4割と最も多い結果となった。

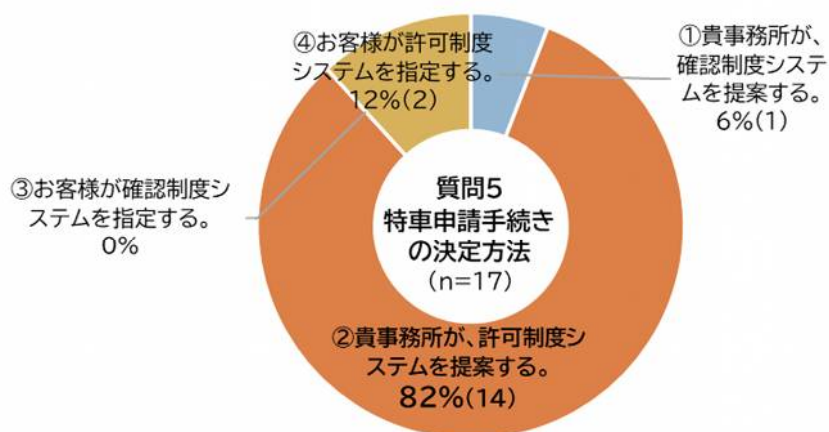
【質問4】 特車申請手続きの代行業務の依頼を受ける際に、お客様への事前説明で重視していることは何でしょうか。



代行業務の依頼を受ける際に、事前説明で重視する内容として「②手続きをしてみないと、手続き完了までの期間がわからないこと」と回答した割合が約 7 割と最も多い結果となった。

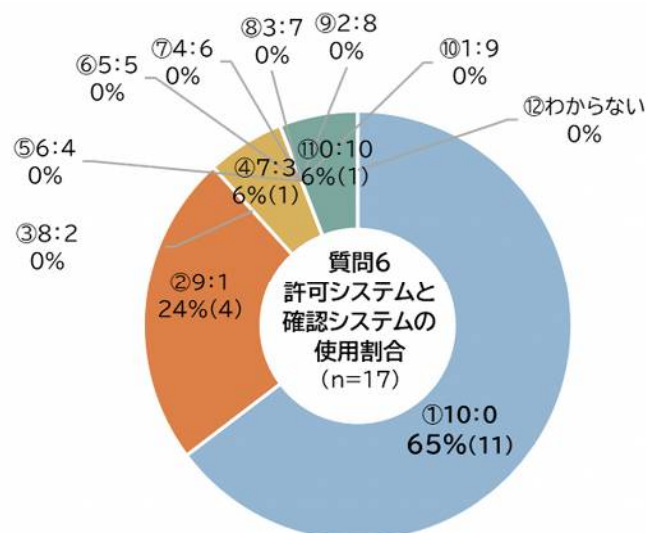
【質問5】 特車申請手続きを依頼されてきたお客様に対し、特車申請手続き方法はどのように決定されますか。最も多い方法を選んでください。

※特車申請には、特殊車両通行許可システム(特殊車両通行許可制度)を使う方法と特殊車両通行確認システム(特殊車両通行確認制度)を使う方法があります。



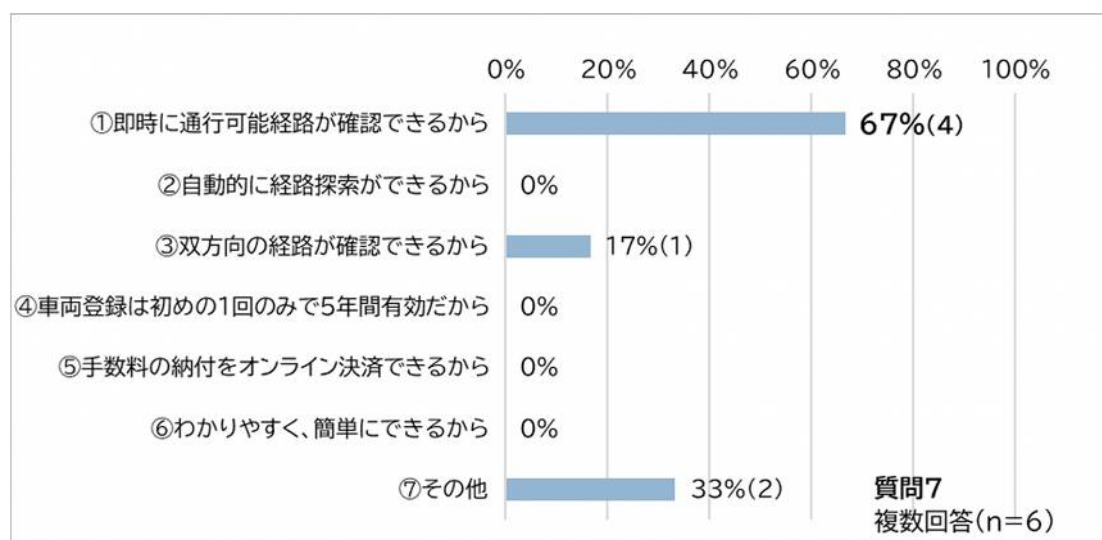
特車申請手続きを依頼されたお客様に対し、「②貴事務所が、許可制度システムを提案する。」と回答した割合が約 8 割と最も多い結果となった。

【質問6】 通行許可システムと通行確認システムの使用割合はおおよそどのくらいですか。
 ※特車申請には、特殊車両通行許可システム(特殊車両通行許可制度)を使う方法と特殊車両
 通行確認システム(特殊車両通行確認制度)を使う方法があります。



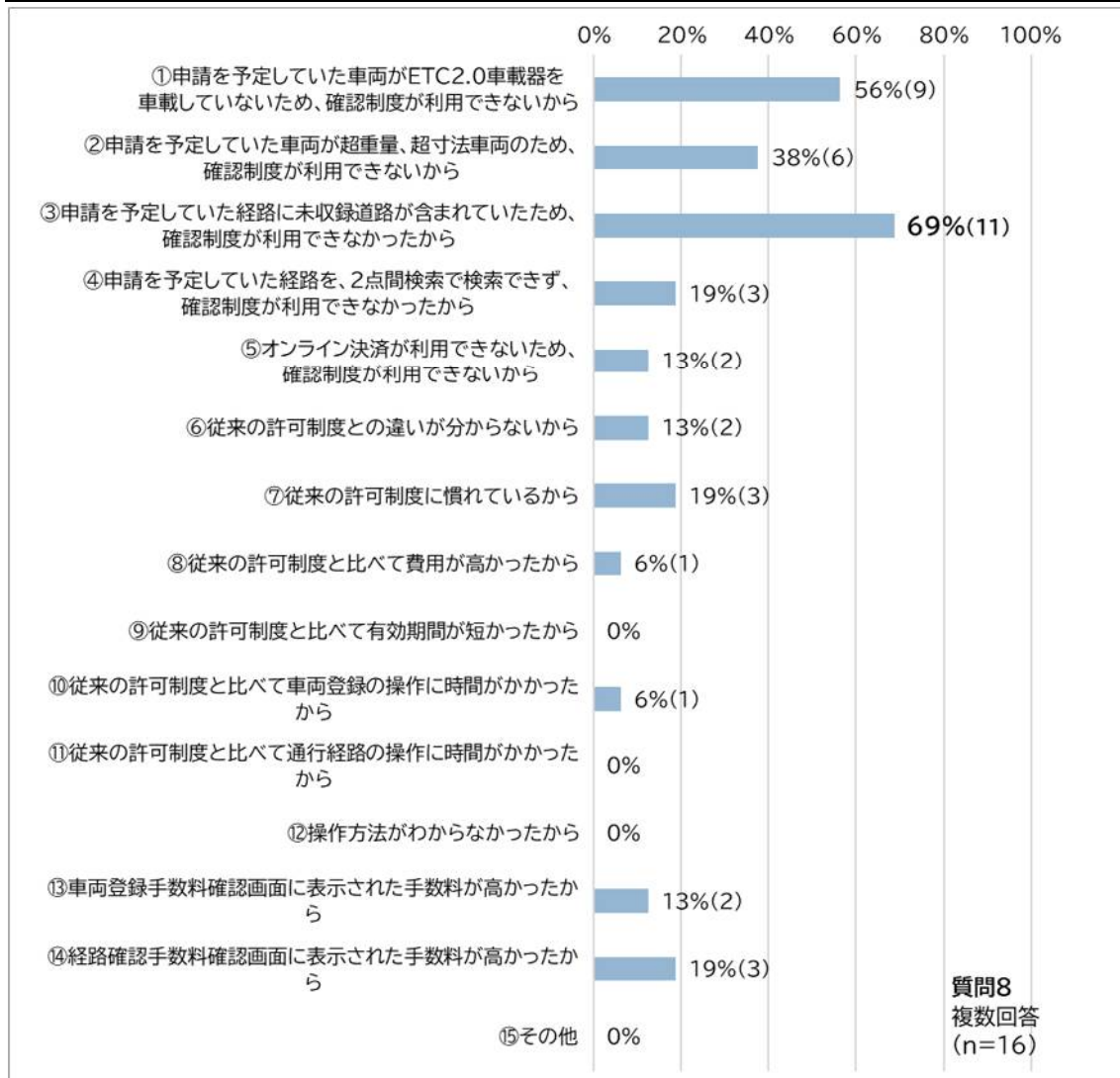
通行許可システムと通行確認システムの使用割合は、「①10:0」と回答した割合が約7割と最も多く、次いで「②9:1」との回答が多い結果となった。

【質問7】 通行確認システム(確認制度)を使用した理由をご教示ください。当てはまるものすべてをお選びください。※複数回答可



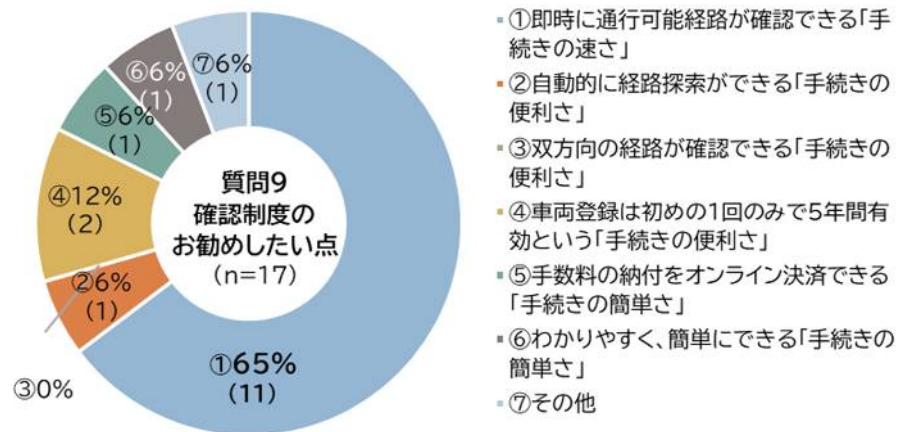
質問6で通行許可システムを10割使用していると回答した11名を除いた6名のうち、通行確認システムを使用した理由として、「①即時に通行可能経路が確認できるから」と回答した割合が約7割と最も多い結果となった。

【質問8】 通行確認システム(確認制度)を使用しなかった理由をご教示ください。当てはまるものをすべてお選びください。※複数回答可



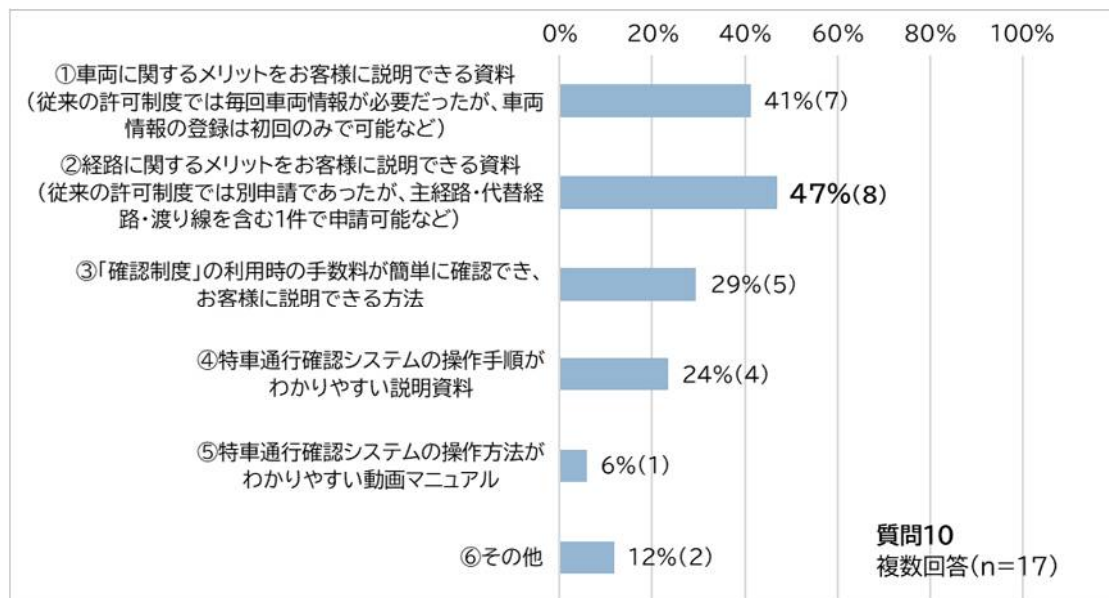
質問 7 で通行確認システムを 10 割使用していると回答した 1 名を除いた 16 名のうち、通行確認システムを使用しなかった理由として、「③申請を予定していた経路に未収録道路が含まれていたため、確認制度が利用できなかったから」と回答した割合が約 7 割と最も多い結果となった。

【質問9】 許可制度による継続手続きを依頼されるお客様に対し、「確認制度」をお勧めする場合、確認制度のどのような点をお勧めできると考えますか。一番お勧めしたい点をご教示ください。



「確認制度」のお勧めしたい点として、「①即時に通行可能経路が確認できる手続きの速さ」と回答した割合が約 7 割と最も多い結果となった。

【質問10】 「確認制度」に関してどのような情報があれば、確認制度システムの利用を検討し、お客様に推奨したいと思いますか。当てはまるものをすべてお選びください。※複数回答可



「確認制度」に関して「②経路に関するメリットをお客様に説明できる資料（従来の許可制度では別申請であったが、主経路・代替経路・渡り線を含む 1 件で申請可能など）」の情報があればお客様に推奨したいと回答した割合が、約 5 割で最も多い結果となった。